



SATO'S NEWS LETTER

労働契約法の特例措置

平成 27 年 4 月より無期転換ルールに特例が設けられます

労働契約法により、同一の使用者ととの間の有期労働契約が通算 5 年を超える場合には、無期労働契約に転換する権利が発生しますが、平成 27 年 4 月 1 日より、この無期転換に関する特例措置が施行されます。
 特例の対象となるのは、①高度専門労働者 と②定年後の再雇用者です。

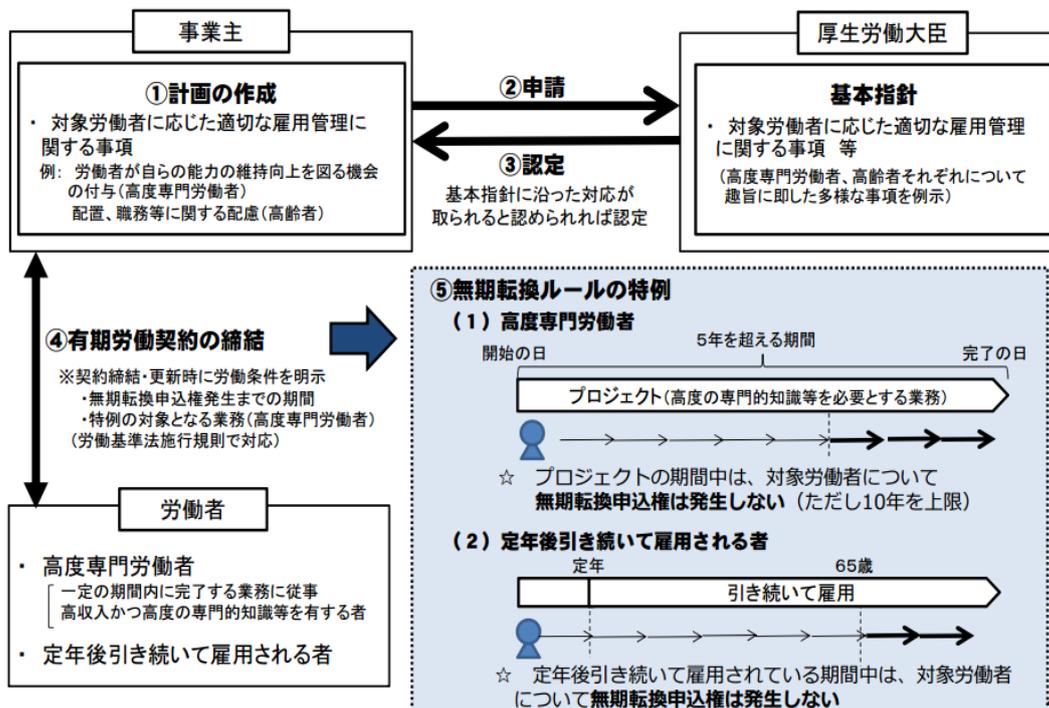
1.無期労働契約への転換申込み権の発生(平成 25 年 4 月施行)

通算契約期間のカウントは、平成 25 年 4 月 1 日以後に締結する契約から開始します。(更新する場合を含みます)。



2.無期転換ルールの特例(平成 27 年 4 月施行)

無期転換ルールの特例のしくみは次の図のとおりです。特例の適用を受けるためには、対象労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置についての計画を作成し、本社・本店の所在地を管轄する都道府県労働局長に認定の申請が必要です。



2015 年 4 月号
(No.67)

CONTENTS

- 労働契約法特例…………… P.1
- 助成金情報…………… P.2
- 労務トラブル Q&A …… P.3
- 人事労務ニュース …… P.3
- 企業 PR コーナー
 広島県介護支援専門員協会様
 ……………… P.4
- サトースタッフ紹介 …… P.4

4月の社会保険労務と税務

10日

- 一括有期事業開始届
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付

15日

- 給与所得者異動届の提出

30日

- 健康保険・厚生年金の保険料納付
- 労働者死傷病報告書の提出
 <休業 4 日未満 1 月～3 月分>



『育休復帰支援プランコース』

食品製造業 A 社にて

製造部長：「製造部で初めて育児休業を取得する従業員がいるのですが、その間どうやって人材を確保すればいいか… また 1 年もブランクがあるとスムーズに復帰できるのだろうか。」

総務部長：「そうですね、外部の育休復帰プランナーの支援を受けてみてはどうでしょう。育休復帰支援プランを作成してそのプランの取り組みを行う事で、従業員の復職の手助けにもなりますし、助成金も申請できるかもしれません。」

製造部長：「そんな制度があるのですか！ぜひ活用しましょう。」

総務部長：「従業員が育児休業を取得した場合と職場復帰した場合、それぞれに助成金制度があるようですよ。」

Q. どんな会社が対象なの？

共通 中小企業事業主であること。

育休取得時の支給要件

- ◆育児休業取得予定者の育児休業（産後休業）の開始日までに、「育休復帰支援プランにより、労働者の円滑な育児休業の取得、職場復帰を支援する措置を実施すること」を育児休業マニュアル等に規定し、全労働者へ周知すること。
- ◆育児休業取得予定者とその上司または人事労務担当者が面談を実施し、育休復帰プランナーの支援を受け、育休復帰支援プランを作成すること。
- ◆育休復帰プランナーによる育休復帰支援プランの作成支援を受けた後、作成したプランに基づき、育児休業取得予定者の育児休業（産後休業）の開始日までに業務の引き継ぎを実施させること。
- ◆育児休業取得予定者が、休業開始日まで雇用保険被保険者として雇用されており、3か月以上の育児休業（産後休業を含む）を取得させたこと。

職場復帰時の支給要件

育休復帰支援プランコース（育休取得時）を受給した中小企業事業主が、同じ労働者に対して次の取組を行うこと。

- ◆育児休業取得者が職場復帰するまでに、育休復帰支援プランに基づき育児休業中の職場の情報・資料の提供を実施すること。
- ◆育児休業取得者の職場復帰前と職場復帰後に、育児休業取得者とその上司または人事労務担当者が面談を実施し、面談結果を記録すること。
- ◆育児休業取得者を面談結果により、原則として原職または原職相当職に復帰させること。
- ◆育児休業取得者を、育児休業終了後、引き続き雇用保険被保険者として6か月以上雇用しており、支給申請日まで雇用していること。

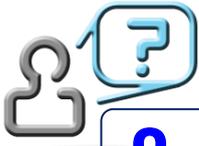
Q. いくら助成金が支給されるの？

育児休業を取得した場合 育休復帰支援プランコース（育休取得時） **30** 万円

職場復帰をした場合 育休復帰支援プランコース（職場復帰時） **30** 万円



※詳細はサトーへお問い合わせください



労務トラブル Q&A

「平成 28 年 1 月～マイナンバー制度施行！ 実務対応シリーズ②～番号（マイナンバー）保管編～」

Q. マイナンバーをどのように保管・(管理)すれば良いですか？

A.

マイナンバーを保管（管理）するには、情報の漏えいや滅失等を防ぐために、適切な安全管理措置を講じる必要があります。特定個人情報保護委員会が提供する事業者向けガイドラインでは、安全管理措置の内容として、基本方針の策定、取扱規程等の策定及び「4つの安全管理措置（組織的・人的・物理的・技術的）」を示しています。

基本方針の策定

- ・基本理念の明確化、法令順守・安全管理・問合せ・苦情相談等に関する方針を定める

取扱規程等の策定

- ・特定個人情報取扱マニュアルの作成
- ・事務フローなどの手順書の作成

組織的措置

- ・担当者を明確にする。
- ・担当者以外が、マイナンバーを含む個人情報を取り扱う事の無いような仕組みを作る。

人的措置

- ・従業員への監督、教育

物理的措置

- 担当者以外が取扱できない工夫
- ・壁や間仕切り等の設置
- ・のぞき見されない場所等の座席配置の工夫
- ・鍵付きキャビネットでの書類保管

技術的措置

- ・担当者を限定するためのアクセス制御
 - ・ウィルス対策用ソフトウェアの導入や最新状態のアップデート
- ※従業員 100 名以下の中小規模事業者に該当する事業所は特例あり

上記の安全管理措置の「基本方針の策定」は、法律により義務付けられているものではありませんが、経営トップによる基本方針を定めることで、従業員への周知や教育が行いやすくなります。また、従業員がスムーズにマイナンバーの取扱いを行えるよう取扱マニュアルや手順書を整備しましょう。

人事労務ニュース

●2018 年から預金口座にも任意でマイナンバー

政府は、マイナンバー制度の適用範囲を広げる「マイナンバー法」改正案を閣議決定し、国会に提出された。希望者を対象に 2018 年から預金口座に番号を付与し、個人資産を把握することで、事務の効率化や税金・社会保険料の徴収等に役立てるねらい。また、予防接種記録やメタボ検診情報の管理など、医療情報への活用も盛り込まれた。

●5 人以上事業所の基本給 15 年ぶりの高い伸び

厚生労働省が5人以上の事業所を対象に行った1月の毎月勤労統計調査（速報値）によると、所定内給与の平均が24万275円と前年同月比0.8%増となり、約15年ぶりの高い伸び率となった。業種別では郵便局など複合サービス業が3.7%、教育・学習支援業が3.0%の増加、人手不足の医療福祉（1.8%増）、製造業（1.4%増）も増加した。

●厚労省審議会 改正労基法案要綱を了承

厚生労働省の労働政策審議会は「労働基準法等の一部を改正する法律案要綱」を了承し、塩崎厚労相に答申した。厚生労働省はこの答申を踏まえて法律案を作成、今国会へ提出予定。法律案要綱の主なポイントは「高度プロフェッショナル制度」の創設、中小企業の月60時間超の時間外労働への割増賃金率の適用猶予廃止等。

企業PRコーナー 「広島県介護支援専門員協会様」

【介護支援専門員の職能団体としてケアマネジメントの質向上を目指しています！】

- * 2000年より活動を開始し、主な事業は**介護支援専門員（ケアマネジャー）の養成**
- * **会員は約2,000名**（介護支援専門員、介護保険サービス事業所、団体・行政等）
- * 2015年4月より**一般社団法人化**を予定
- * 法定研修である「**介護支援専門員更新・専門研修課程Ⅰ・Ⅱ**」を運営

【今後の研修予定】 *介護支援専門員以外の方、ご興味のある方、どなたでもご参加いただけます！

- ① **新人（現任・管理者）居宅ケアマネ業務の必須知識研修** 4/18～19：広島・福山
- ② **介護サービス情報の公表制度対応研修**（法令遵守・倫理・プライバシー保護）7/28：広島・福山
- ③ **ケアマネ試験対策完全サポート研修**（模試2回+講座5回） 7/26～9/13：広島

（*平成27年度の試験より免除科目がなくなり全60問の受験に変更）

【正会員・賛助会員の平成27年度新規入会者を募集しています！】

- ① **正会員** … 個人会員（入会資格：介護支援専門員有資格者の方）
- ② **賛助会員** … 法人会員（行政、団体、介護サービス事業所、医療機関、一般企業等）

【お問い合わせ先：広島県介護支援専門員協会】

※研修会のお申込・新規入会のご希望は当会HPからお願いします

事務局 メール：info@hcma.or.jp /HP（ケアマネの輪）：<http://www.hcma.or.jp/>



サトースタッフ紹介

フジムラ シュウ と申します

昨年11月にサトーに入社して人事コンサルタントをしています。

呉生まれの呉育ちですが、異動で転々となりました。

広島、神戸、大阪、京都、名古屋、横浜、東京、等本州7大都市プラス数か所勤務しました。お引越し回数15回。

職務経験は下記の通りです。

生家が商売をしており、子供のころの店先の小僧さんから始まり、労働組合の専従として上部団体（民間の最大産別）の本部で勤務したり、大手流通業の事業所長（ピーク時年商160億くらいの店舗等）をしたり、自動車関連の製造業で人事・総務の責任者として事業拡大したり、総じて人と経営に関する仕事をしました。

がやがやと活気のあるところが好きです。

30数年かけてやっと広島に帰ってきました。

末永くよろしくお願ひ致します。



フジムラ シュウ
藤村 修

★星座 カニ

★干支 イヌ

★血液型 B

社会保険労務士法人サトー 広島事務所

730-0051 広島県広島市中区大手町 1-6-2 MDX 広島ビル5階

月～金 9:00～18:00

電話：082 (546) 2080 FAX：082 (546) 2081

社会保険労務士法人サトー 東京事務所

101-0032 東京都千代田区岩本町 3-1-9 リブラ岩本町 I 6階

月～金 9:00～18:00

電話：03 (5829) 8982 FAX：03 (5829) 8983